

法
第
一〇
号

起 案

令和元年十月十七日

決定	上奏	令和元年十月十八日
令和元年十月十八日	令和元年十月十八日	公布
施行	令和元年十月十八日	公布
令和元年十月十八日	令和元年十月十八日	公布

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣法制局長官



内閣官房副長官

五



内閣総務官



麻生 国務大臣



加藤 国務大臣

五

高市 国務大臣

五

江藤 国務大臣

五

河野 国務大臣

五

田中 国務大臣

五

河井 国務大臣

五

菅原 国務大臣

五

北村 国務大臣

五

西村 国務大臣

五

茂木 国務大臣

五

赤羽 国務大臣

五

菅 国務大臣

五

橋本 国務大臣

五

萩生田 国務大臣

五

小泉 国務大臣

五

武田 国務大臣

五

別紙法務大臣請議

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準について

内閣

右閣議に供します。

指 令 案

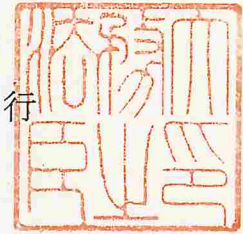
即位の礼に当たり行う特別恩赦基準について請議のとおり。

法務省保総第213号

令和元年10月16日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿

法務大臣 河 井 克 行



即位の礼に当たり行う特別恩赦基準案について
標記基準案について閣議を求めます。

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準

令和元年10月18日

閣議決定案

(趣旨)

- 1 即位の礼が行われるに当たり、内閣は、この基準により刑の執行の免除及び復権を行うこととする。

(対象)

- 2 この基準による刑の執行の免除又は復権は、令和元年10月22日（以下「基準日」という。）の前日までに有罪の裁判が確定している者に対して行う。ただし、第5項第2号に規定する者については、その定めるところによる。

(出願又は上申)

- 3 (1) この基準による刑の執行の免除又は復権は、本人の出願を待って行うものとし、本人は、基準日から令和2年1月21日までに検察官又は保護観察所の長（恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号）の定めるところにより刑の執行の免除又は復権の上申の権限を有する検察官又は保護観察所の長をいう。以下同じ。）に対して出願をするものとする。
(2) 検察官又は保護観察所の長は、前号の出願があった場合には、令和2年4月21日までに中央更生保護審査会に対して上申をするものとする。
(3) 第5項第2号の規定による復権の場合は、前2号の規定にかかわらず、それぞれ、第1号の出願は令和2年4月21日までに、前号の上申は令和2年7月21日までにすることができる。
(4) 第1号及び第2号の規定は、この基準による刑の執行の免除又は復権について、検察官又は保護観察所の長が必要であると認める場合に職権に

より上申をすることを妨げるものではない。この場合においては、上申をする期限は、前2号に定めるところによる。

(刑の執行の免除の基準)

- 4 刑の執行の免除は、基準日の前日までに刑に処せられた者のうち、懲役、禁錮又は罰金に処せられ、病気その他の事由により基準日までに長期にわたり刑の執行が停止され、かつ、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められるものであって、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情、刑の執行の免除を必要とする事情等を考慮して、特に刑の執行の免除をすることが相当であると認められるものについて行う。

(復権の基準)

- 5 (1) 復権は、1個又は2個以上の裁判により罰金の刑に処せられ、基準日の前日までにその全部の執行を終わり又は執行の免除を得た者（他に禁錮以上の刑に処せられている者を除く。）のうち、刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっていると認められるものであって、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等を考慮して、特に復権することが相当であると認められるものについて行う。
- (2) 前号に規定する者のほか、基準日の前日までに1個又は2個以上の略式命令の送達、即決裁判の宣告又は判決の宣告を受け、令和2年1月21日までにその裁判に係る罪の全部について罰金に処せられ、基準日から令和2年1月21日までにその全部につき執行を終わり又は執行の免除を得た者のうち、刑に処せられたことが現に社会生活を営むに当たり障害となっていると認められるものであって、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等を考慮して、特に復権することが相当であると認められるものについても復権を行うことができる。

(犯罪被害者等の心情の配慮)

- 6 前2項の規定の適用に当たっては、犯罪被害者等基本法（平成16年法

律第161号)に基づき犯罪被害者等の視点に立った施策が推進されていることに鑑み、本人がした犯罪行為により被害を受けた者及びその遺族の心情に配慮するものとする。

(その他)

- 7 この基準に当たらない者であっても、刑の執行の免除又は復権を行うことが相当であるものには、常時恩赦を行うことを考慮するものとする。



◎ 参照条文

○ 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）

第一条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権については、この法律の定めるところによる。

第二条 大赦は、政令で罪の種類を定めてこれを行う。

第三条 大赦は、前条の政令に特別の定めのある場合を除いては、大赦のあつた罪について、左の効力を有する。

一 有罪の言渡を受けた者については、その言渡は、効力を失う。

二 まだ有罪の言渡を受けない者については、公訴権は、消滅する。

第四条 特赦は、有罪の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

第五条 特赦は、有罪の言渡の効力を失わせる。

第六条 減刑は、刑の言渡を受けた者に対して政令で罪若しくは刑の種類を定めてこれを行い、又は刑の言渡を受けた特定の者に対してこれを行う。

第七条 政令による減刑は、その政令に特別の定めのある場合を除いては、刑を減輕する。

2 特定の者に対する減刑は、刑を減輕し、又は刑の執行を減輕する。

3 刑の全部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、前項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑のみを行うものとし、また、これとともに猶予の期間を短縮することができる。

4 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、第二項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑又はその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を減輕する減刑のみを行うものとし、また、刑を減輕するとともに猶予の期間を短縮することができる。

第八条 刑の執行の免除は、刑の言渡しを受けた特定の者に対してこれを行う。ただし、刑の全部の執行猶予の

言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わつた者であつて、まだ猶予の期間を経過しないものに対しては、その刑の執行の免除は、これを行わない。

第九条 復権は、有罪の言渡しを受けたため法令の定めるところにより資格を喪失し、又は停止された者に対して政令で要件を定めてこれを行い、又は特定の者に対してこれを行う。但し、刑の執行を終わらない者又は執行の免除を得ない者に対しては、これを行わない。

第十条 復権は、資格を回復する。

2 復権は、特定の資格についてこれを行うことができる。

第十一条 有罪の言渡しに基く既成の効果は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権によつて変更されることはない。

第十二条 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権は、中央更生保護審査会の申出があつた者に対してこれを行うものとする。

第十三条 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権があつたときは、法務大臣は、特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を本人に下付しなければならない。

第十四条 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、検察官は、判決の原本にその旨を附記しなければならない。

第十五条 この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令でこれを定める。

○恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）

第一条 恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十二条の規定による中央更生保護審査会の申出は、刑事施設（少

年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下第一条の二、第六条、第八条及び第十一条第三項において同じ。）若しくは保護観察所の長又は検察官の上申があつた者に対してこれを行うものとする。

第一条の二 次に掲げる者は、職権で、中央更生保護審査会に特赦、特定の者に対する減刑又は刑の執行の免除の上申をすることができる。

- 一 刑事施設に収容され、又は労役場若しくは監置場に留置されている者については、その刑事施設の長
 - 二 保護観察に付されている者については、その保護観察をつかさどる保護観察所の長
 - 三 その他の者については、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官
- 2 前項各号に掲げる刑事施設若しくは保護観察所の長又は検察官は、本人から特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願があつたときは、意見を付して中央更生保護審査会にその上申をしなければならない。

第二条 特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 判決の謄本又は抄本
- 二 刑期計算書

三 犯罪の情状、本人の性行、受刑中の行状、将来の生計その他参考となるべき事項に関する調査書類

2 本人の出願により上申をする場合には、前項の書類のほか、その願書を添付しなければならない。

3 判決原本の滅失又は破損によつて判決の謄本又は抄本を添付することができないときは、検察官が自己の調査に基づき作成した書面で判決の主文、罪となるべき事実及びこれに対する法令の適用並びに判決原本が滅失し又は破損したこと及びその理由を示すものをもつて、これに代えることができる。

第三条 次に掲げる者は、職権で、中央更生保護審査会に復権の上申をすることができる。

- 一 保護観察に付されたことのある者については、最後にその保護観察をつかさどった保護観察所の長
 - 二 その他の者については、最後に有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官
- 2 前項各号に掲げる保護観察所の長又は検察官は、本人から復権の出願があつたときは、意見を付して中央

更生保護審査会にその上申をしなければならない。

第四条 復権の上申書には、次の書類を添付しなければならない。

一 判決の謄本又は抄本

二 刑の執行を終わり又は執行の免除のあったことを証する書類

三 刑の免除の言渡しのある後又は刑の執行を終わり若しくは執行の免除のあった後における本人の行状、現在及び将来の生計その他参考となるべき事項に関する調査書類

2 第二条第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 第二条第三項の規定は、第一項第一号の書類についてこれを準用する。

第五条 恩赦法第十条第二項による復権の上申書には、回復すべき資格の種類を明記しなければならない。

第六条 特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願は、刑の言渡し後次の期間を経過した後でなければ、これを行うことができない。ただし、中央更生保護審査会は、本人の願により、期間の短縮を許可することができる。

一 拘留又は科料については、六箇月

二 罰金については、一年

三 有期の懲役又は禁錮については、その刑期の三分の一に相当する期間。（短期と長期とを定めて言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一に相当する期間。）ただし、その期間が一年に満たないときは、一年とする。

四 無期の懲役又は禁錮については、十年

2 拘禁されない日数は、刑の執行を終わり又は刑の執行の免除を受けた後の日数及び仮釈放中又は刑の執行停止中の日数を除くほか、前項第三号及び第四号の期間にこれを算入しない。

3 前項の規定は、刑の執行を猶予されている場合には、これを適用しない。

4 第一項ただし書の願いをするには、願書をその願いに係る特赦、減刑又は刑の執行の免除について上申をすることができる刑事施設若しくは保護観察所の長又は検察官に提出しなければならない。

5 第一条の二第二項の規定は、第一項ただし書の願いがあつた場合にこれを準用する。

第七条 復権の出願は、刑の執行を終わり又は執行の免除のあつた後でなければ、これをするができない。

第八条 刑事施設若しくは保護観察所の長又は検察官が本人の出願によりした特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の上申が理由のないときは、その出願の日から一年を経過した後でなければ、更に出願をすることができない。

第九条 特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の願書には、次の事項を記載し、かつ、戸籍の謄本又は抄本（法人であるときは登記事項証明書）を添付しなければならない。

一 出願者の氏名、出生年月日、職業、本籍及び住居（法人であるときはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 有罪の言渡しをした裁判所及び年月日

三 罪名、犯数、刑名及び刑期又は金額

四 刑執行の状況

五 上申を求める恩赦の種類

六 出願の理由

2 前項の規定は、第六条第一項ただし書の許可を受ける場合にこれを準用する。

第十条 中央更生保護審査会は、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権の上申が理由のないときは、上申をした者にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、出願者にその旨を通知しなければならない。

第十一条 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権があつたときは、法務大臣は、中央更生保護審査会をして、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状（以下「恩赦状」という。）を送付させる。

2 恩赦状の送付を受けた検察官は、自ら上申をしたものであるときは、直ちにこれを本人に交付し、その他

の場合においては、速やかにこれを上申をした者に送付し、上申をした者は、直ちにこれを本人に交付しなければならない。

3 上申をした者は、仮釈放中の者に恩赦状を交付したときは、その旨を刑事施設の長に通知しなければならない。

4 第二項に規定する恩赦状の交付及び前項の通知は、これを本人の住居のある地を管轄する保護観察所の長、本人の住居のある地を管轄する裁判所に対応する検察庁の検察官又は本人が収容されている刑事施設（本人が労役場又は監置場に留置されている場合における当該刑事施設を含む。）若しくは少年院の長に囑託することができる。

第十二条 恩赦状を本人に交付した者は、速やかにその旨を法務大臣に報告しなければならない。

第十三条 恩赦法第十四条の規定により判決の原本に付記をなすべき検察官は、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官とする。

第十四条 検察官は、恩赦法第十四条の規定により判決の原本に付記をした場合において、訴訟記録が他の検察庁に在るときは、その検察庁の検察官にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知書は、これを訴訟記録に添付しなければならない。

第十五条 有罪の言渡しを受けた者で大赦により赦免を得たものは、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に申し出て、その旨の証明を受けることができる。政令により復権を得た者も、同様である。